

補償コンサルタント現況報告書

補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

平成 年 月 日

殿

報告者

㊞

イ

登録番号	—	登録年月日	平成 年 月 日	当初登録年月日	年 月 日
(ふりがな) 商号又は名称				資本金額 (出資総額)	千円
				創業年月日	年 月 日
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役 又はこれらに準ずる者)の氏名及び役職名		営 業 所			
(ふりがな) 氏 名	役 職 名	名 称	(郵便番号) 所 在 地 (電話番号)		
		(主たる営業所)			
		(その他の営業所)			
役員その他企業役員 との兼務状況					
他にしている営 業の種類					

記載要領

- 1 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 2 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は、本人及び支配人について記載すること。
- 3 「営業所」の欄は、本店又は常時補償業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。
- 4 「役員その他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

電 話 番 号	() 番
取扱い責任者 所属氏名	

直前1年の事業収入金額（自平成 年 月：至平成 年 月）			
（単位千円）			
登録部門	官公庁	民間 （下請）	計
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
		（ ）	
登録部門以外の補償 業務の事業収入金額		（ ）	
合 計		（ ）	

記載要領

- 1 「登録部門」の欄は、現に登録している登録部門名を記載すること。
- 2 当該事業年度の損益計算書における完成業務収入中の登録部門ごとの業務に係る収入金額を記載すること。
- 3 受注した業務のうち下請によるものは「民間」に含めるものとし、さらに当該収入金額を（ ）内に記載すること。

使 用 人 数

二

区分		学校区分	大 学 又 は 高等専門学校卒	高等学校卒	そ の 他	合 計
技 術 関 係 使 用 人 数		測 量 士	人	人	人	人
		測 量 士 補				
		不 動 産 鑑 定 士				
		不 動 産 鑑 定 士 補				
		一 級 建 築 士				
		二 級 建 築 士				
		木 造 建 築 士				
		技 術 士				
	内 訳	機 械 部 門	()	()	()	()
		電 気 ・ 電 子 部 門	()	()	()	()
		技 術 士 補				
	内 訳	機 械 部 門	()	()	()	()
		電 気 ・ 電 子 部 門	()	()	()	()
		公 認 会 計 士				
		公 認 会 計 士 補				
		税 理 士				
		そ の 他				
	う ち	補 償 業 務 管 理 士	()	()	()	()
	内 訳	土 地 調 査 部 門	()	()	()	()
		土 地 評 価 部 門	()	()	()	()
物 件 部 門		()	()	()	()	
機 械 工 作 物 部 門		()	()	()	()	
営 業 補 償 ・ 特 殊 補 償 部 門		()	()	()	()	
事 業 損 失 部 門		()	()	()	()	
補 償 関 連 部 門		()	()	()	()	
総 合 補 償 部 門		()	()	()	()	
計						
事 務 関 係 使 用 人 数						
合 計						

記載要領

- 1 補償業務に従事している使用人数を記載すること。
- 2 使用人とは、役員、職員を問わず、雇用期間を特に限定することなく雇用している者をいう。
- 3 「技術士」又は「技術士補」については、技術士又は技術士補で、技術士試験のうち機械部門又は電気・電子部門に合格した者を記載すること。
- 4 「その他」については、その内訳として、社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する「補償業務管理士」の資格を有する者を記載すること。

財務事項一覽表(直前決算)

(単位 千円)

自己資本額	区分	直前決算時	決算後の増減額	合計
	株主資本			
評価・換算差額等				
新株予約権				
計				※
	事業年度 科目	自平成 年 月 至平成 年 月	事業年度 科目	自平成 年 月 至平成 年 月
貸借対照表	流動資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産 繰延資産		流動負債 固定負債 負債合計 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 新株予約権 純資産合計	△
	資産合計		負債・純資産合計	
損益計算書	売上高 (うち完成業務収入) 売上原価 (うち完成業務原価) 売上総利益(売上総損失) (うち完成業務総利益 (完成業務総損失)) 販売費及び一般管理費 営業利益(営業損失)		営業外収益 営業外費用 経常利益(経常損失) 特別利益 特別損失 税引前当期純利益(税引 前当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益(当期純損失)	

記載要領

- 1 直前一年分の決算書等により作成すること。
- 2 「自己資本額」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 法人にあつては次によること。
 - ① 「株主資本」の欄は、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え、自己株式の額を減じたものとする。
 - ② 「評価・換算差額等」の欄は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合はその合計の額を記載すること。
 - ③ 「新株予約権」の欄は、新株予約権があつた場合はその額を記載すること。
 - ④ 「決算後の増減額」の欄は、直前決算後現況報告書の作成時期までの間に増減資があつた場合に限り、当該増減資の額を加減するものとする。

- (2) 個人にあつては、※印欄に、純資産合計（期首資本金+事業主利益+事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載すること。
- 3 法人にあつては、土地再評価差額金、株式等評価差額金がある場合には、「貸借対照表」の欄に当該項目を追加して記載すること。
- 4 「貸借対照表」の欄の「純資産合計」は、個人にあつては貸借対照表の純資産合計（期首資本金+事業主利益+事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載すること。

貸借対照表

平成 年 月 日 現在

(商号又は名称)

資 産 の 部

I 流動資産

千円

現金預金

受取手形

完成業務未収入金

有価証券

未成業務支出金

貯蔵品

その他

貸倒引当金

流動資産合計

II 固定資産

建物・構築物

機械・運搬具

工具器具・備品

土地

建設仮勘定

その他

固定資産合計

資産合計

負 債 の 部

I 流動負債

支払手形

業務未払金

短期借入金

未払金
未成業務受入金
預り金
完成業務補償引当金
その他
流動負債合計	=====

II 固定負債

長期借入金
その他
固定負債合計	=====
負債合計	=====

純資産の部

期首資本金
事業主借勘定
事業主貸勘定	△
事業主利益(事業主損失)
純資産合計	=====
負債・純資産合計	=====

注

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 3 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 4 「流動資産」、「固定資産」、「流動負債」又は「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 5 「流動資産」又は「固定資産」の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 6 記載要領5は、負債の部の記載に準用する。
- 7 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載すること。

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(商号又は名称)

I 売 上 高

千円

完成業務収入

兼業事業売上高

II 売 上 原 価

完成業務原価

人 件 費

材 料 費

経 費

兼業事業売上原価

売上総利益(売上総損失)

完成業務総利益(完成業務総損失)

兼業事業総利益(兼業事業総損失)

III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

給 料 手 当

退 職 金

法 定 福 利 費

通 勤 費

雑 給

福 利 厚 生 費

旅 費 交 通 費

通 信 運 搬 費

印 刷 費

消 耗 品 費

備 品 費

図 書 費

地 代 家 賃	
水 道 光 熱 費	
修 繕 維 持 費	
保 險 料	
賃 借 料	
交 際 費	
会 議 費	
寄 付 金	
会 費	
広 告 宣 伝 費	
租 税 公 課	
手 数 料	
減 価 償 却 費	
雑 費	
営業利益(営業損失)	=====	=====

IV 営業外収益

受取利息配当金	
そ の 他

V 営業外費用

支 払 利 息	
手 形 売 却 損	
そ の 他

事業主利益(事業主損失)

=====

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 3 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 4 「兼業事業」とは、補償業務以外の事業を併せて営む場合における当該補償業務以外の事業をいう。この場合において、兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 5 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
- 6 記載要領5は、「営業外収益」の「その他」に属する収益及び「営業外費用」の「その他」に属する費用の記載に準用する。